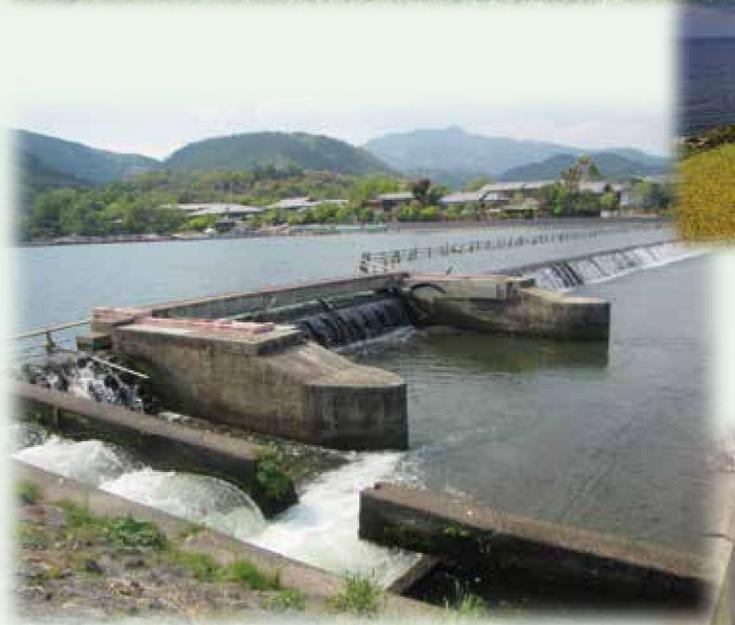


京都府土地改良事業団体連合会の概要



1 沿革

京都府土地改良事業団体連合会は、昭和5年3月設立された「京都府耕地協会」が前身で、全国組織に加入し、中央と地方の連携を密に、情報の交換、制度の周知などの活動により耕地改良開発事業の伸長に大きな役割を果たしてきました。昭和27年に京都府土地改良協会に改称された後、昭和32年の土地改良法の改正により、中央・地方に土地改良事業団体連合会を置き、法人とすることとされ、昭和32年11月30日の設立総会を経て、昭和33年2月10日（農林省指令32農地第4423号）に京都府土地改良事業団体連合会（以下、「京土連」という。）の設立が認可され、現在に至っています。

2 目的

京土連は、土地改良事業を行う市町村や土地改良区・土地改良区連合などを会員とした法人で、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としています。また、国・府の行う土地改良事業に協力しています。

3 団体の性格

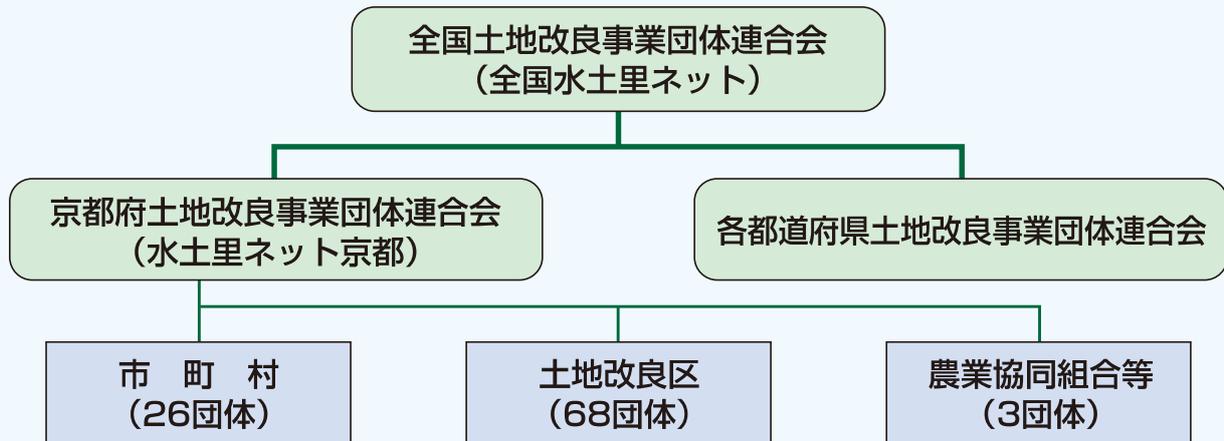
京土連は、土地改良法第111条の3により「法人」と規定されています。その法的性格は、目的・事業内容から公益性を強く有し、社团的法人として位置づけられています。そのため、税法上（法人税法・所得税法・印紙税法）では公益法人等としての扱いを受けています。

4 会員

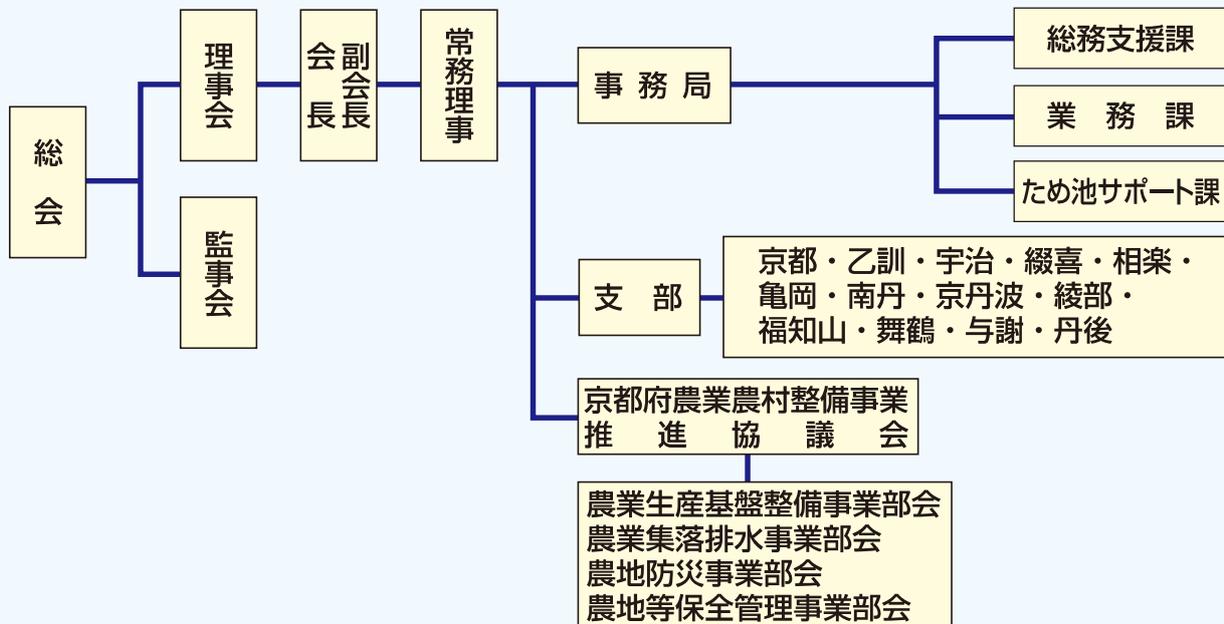
京土連の会員構成は、府内で土地改良事業を行う者で、市町村、土地改良区、農業協同組合等で構成され、会員の状況は次のとおりです。
(令和2年4月1日現在)

支部名	市町村	土地改良区	農業協同組合等	計
京 都	1	12	3	16
乙 訓	3	3	0	6
宇 治	3	6	0	9
綴 喜	4	5	0	9
相 楽	5	7	0	12
亀 岡	1	13	0	14
南 丹	1	5	0	6
京丹波	1	5	0	6
綾 部	1	4	0	5
福知山	1	3	0	4
舞 鶴	1	2	0	3
与 謝	3	0	0	3
丹 後	1	3	0	4
計	26	68	3	97

5 構成、組織機構



◇ 運営機構



技術資格等の状況

技術資格等	員数	技術資格等	員数
技術士	1名	換地士	6名
技術士補	1名	浄化槽技術管理者	1名
測量士	3名	浄化槽管理士	1名
測量士補	3名	浄化槽設備士	1名
1級土木施工管理技士	4名	第3種下水道技術検定	1名
2級土木施工管理技士	1名	第2種電気工事士	1名
1級造園施工管理技士	1名	第3種電気主任	1名
農業土木技術管理士	1名	簿記3級	1名
上級農業集落排水計画設計士	1名	会計指導員	3名
農業水利施設補修工事品質管理士	2名		
農村災害復旧専門技術者	6名		

令和2年4月1日現在

6 事業の概要

1 受託事業

(1) 換地業務

農業農村整備事業等による圃場整備などの換地に係る以下の業務を受託しています。

- ◆換地設計
- ◆換地選定
- ◆換地処分
- ◆土地改良法手続き等

(2) 調査・計画・設計業務

農業農村整備事業等の事業計画や工事発注、工事施工管理等に係る以下の業務を受託しています。

- ◆事業計画
- ◆計画変更
- ◆調査設計
- ◆実施設計
- ◆変更設計
- ◆施工管理
- ◆ため池点検・安心安全マップ
- ◆災害復旧事業の測量・設計

2 土地改良区体制強化事業

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化を集中的に支援するため以下の業務を実施しています。

- ◆施設・財務管理強化対策（施設診断・管理指導、複式簿記会計の指導、顧問弁護士
士の助言等）
- ◆受益農地管理強化対策（換地業務に係る現地指導等）
- ◆研修・人材育成

3 換地処分等促進対策事業

土地改良事業の実施・体制等により種々の問題等が発生しており、これらを解消して事業の円滑な推進及び促進を図るため、以下の業務を実施しています。

- ◆換地の濃密指導
- ◆土地改良事業に対する啓発普及活動
- ◆土地改良事業実施までの調査計画に対する地元指導
- ◆土地改良事業実施団体に対する運営指導

4 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の維持管理の中で、ポンプのオーバーホールやゲートの塗装、用排水路の浚渫・補修、機械等の部品交換など、数年に1回行うような施設の整備補修に対し、国、府が助成する制度で、京土連は、実施要望のとりまとめや施設の診断、事業採択事務、拠出金の徴収、交付金の交付などの業務を実施しています。

5 土地改良推進対策事業

(1) 会員支援事業

国・府の助成基準に満たない土地改良施設の補修など、会員が抱える課題に細やかに応えるため、本会独自の助成事業として会員支援事業を実施しています。

会員支援事業の概要

支援の種類	支援の対象
土地改良事業計画作成	土地改良事業施行認可等事務書類の作成 (土地改良事業計画書作成、費用対効果算定等)
換地事務	換地事務が著しく遅延している地区の換地業務 (換地計画書作成等)
確定測量	換地事務が著しく遅延している地区等の確定測量業務
調査・測量・設計	新規採択に向けて調査設計の実施を予定する地区について、その前段として行う事前調査
「京都水土里情報」導入整備	「京都水土里情報」の導入整備、登録に必要な図面、台帳等の基礎資料の作成 (土地改良施設の登録、現地調査等)
電子媒体保存	設計図書、文書、農道台帳等の電子媒体による保存
土地改良区事務システム化	事務の効率化のために行う、パソコン導入及びシステムソフト導入 (複式簿記、賦課金、図化システムソフト等)
創造運動	21世紀土地改良区創造運動への取組 (生き物調査、水路清掃活動等)
土地改良施設表示	土地改良施設等の歴史や役割などを広く伝える表示看板等の設置 (竣工記念碑、安全管理のための啓発看板等)
土地改良施設機能診断	土地改良施設診断事業を実施した施設について行う、より高度で詳細な診断
小規模土地改良施設整備	小規模な土地改良施設の整備・補修 (水路整備、農道整備、ポンプ整備、ゲート整備等)
ため池フォローアップ点検	ため池点検
農地荒廃防止	一時的に耕作放棄された農地の保全
緊急整備	事故等不測の事態に対し、営農上、又は防災上必要な、緊急に行う土地改良施設等の整備
特認	京土連の会長が特に適当と認めるもの

(2) 土地改良区運営強化推進事業

土地改良区等の運営や土地改良事業に係る様々な課題について、会員とのコミュニケーションを図り、課題等の解決に向けた取り組みとして「水土里相談」を各支部単位に実施しています。

(3) システム化推進事業

土地改良区等の賦課金徴収や会計事務などの事務局運営のシステム化、施設管理等を効率的に行う「京都水土里情報※」の導入を推進しています。

※農地や施設の情報をパソコンの電子地図上に表示させ、目的に応じた検索機能を持たせ、管理事務の合理化を図る本会が独自に開発したシステム。

(4) 土地改良区複式簿記導入支援事業

平成31年4月1日、改正土地改良法の施行により、原則として、土地改良施設を管理する全ての土地改良区において、令和4事業年度から決算関係書類として、貸借対照表

の作成及び公表が義務付けられました。

貸借対照表の作成には、複式簿記会計を導入することが最も有効な手段であるため、複式簿記に係る研修や各土地改良区に対する巡回指導を実施し、複式簿記会計の導入が円滑に行われるよう支援しています。

(5) 土地改良区資産評価データ整備支援事業

土地改良区が作成する貸借対照表には、土地改良区が所有・管理する土地改良施設の取得価額や減価償却累計額等を記載する必要があり、そのためには施設の評価を行わなければなりません。施設の造成主体から提供を受けた資産データを整理・検討し、土地改良施設台帳の整備を支援しています。

(6) 土地改良区指導監査事業

平成31年4月1日、改正土地改良法の施行により、土地改良区の監事のうち1人以上は原則として、員外監事でないといけないとされましたが、この例外規定の一つに、「土地改良事業団体連合会の会計指導員から会計に関する指導を受ける場合」が定められましたので、本会では令和2年3月「京都府土地改良事業団体連合会指導監査実施規程」を制定するなど体制を整備し、適正な土地改良区の運営を支援します。

※会計指導員：土地改良区体制強化事業実施要綱に基づき、公募団体が行う会計指導員育成研修を修了し認定試験に合格し、農林水産省農村振興局長から認定証を交付された者

(7) ため池管理保全サポート事業

京都府、市町村と連携し、農業用ため池の適正な管理及び保全に資する事業を実施するとともに、ため池安心安全マップの作成やため池点検を支援します。

(8) その他

会員への技術サポートとして、施設の長寿命化のためのストックマネジメント、長寿命化につながる適切な維持管理、また、近年頻発する自然災害に対する復旧事業等それぞれの技術力向上のための研修会等の実施や会員からの要請に応じ、随時測量設計等に係る技術的な問い合わせに対応しています。

6 各種協議会事務局運営

(1) 京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）を推進するために、指導助言や制度の普及啓発等を実施しています。

(2) 京都府農業水利施設等再生可能エネルギー利用推進協議会

農業水利施設等を活用した小水力発電等の再生可能エネルギーの利活用を計画的に推進するために、情報提供や助言相談を実施しています。

(3) 京都府農業用ため池管理保全サポート協議会

令和2年3月に設立された協議会は、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、その適正な管理及び保全が図れるよう、管理保全に係る調査指導事業、研修事業及びため池データベースの管理などを実施します。

7 役員構成

役員は、理事13人以上16人以内、監事3人を置くこととなっています。なお、役員の数のうち理事については13人、監事については2人は、会員を代表する者でなければならないと定められています。（定款17条、18条）

役員は総会において選任された銓衡委員が推薦した者のうちから総会において選任され、その任期は4年となっています。（定款18条、25条）

【役員名簿】

令和2年6月1日現在

役職	氏名	会員資格
会長理事	藤原秀夫	学識経験者（元山城町長）
副会長理事	中村安良	洛西土地改良区理事長
副会長理事	田中英夫	学識経験者（京都府議会議員）
常務理事	伊藤利夫	学識経験者（元京都府農林水産部技監）
理事	中小路健吾	長岡京市長
//	稲田宗夫	巨椋池土地改良区理事長
//	堀口文昭	八幡市長
//	杉浦正省	精華町長
//	桂川孝裕	亀岡市長
//	垣村和男	園部町土地改良区理事長
//	太田昇	京丹波町長
//	山崎善也	綾部市長
//	大橋一夫	福知山市長
//	多々見良三	舞鶴市長
//	城崎雅文	宮津市長
代表監事	石河良一郎	丹後土地改良区理事長
監事	栗津誠一	京都市東山土地改良区理事長
//	黒田幹男	亀岡市川東土地改良区理事長

任期は令和4年3月31日まで

みどり 水土里ネットとは

全国にある約4,500の土地改良区と、全国土地改良事業団体連合会、47都道府県土地改良事業団体連合会の愛称で、全国からの募集により平成14年10月に決定されたもので地域に開かれ、より身近に感じてもらえる組織を目指して名付けられました。

「水」

農業用水、
地域用水など

「土」

土地、農地、
土壌など

「里」

農村空間、農家や
地域住民が一体となった
生活空間など

みどり 水土里

みどり (=グリーン) は豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

水土里ネット

人、物、情報のつながりにより、地域住民や都市住民と連携（ネットワーク）して、美しく豊かな「水」、「土」、「里」を創り出し、21世紀の新たなふるさとづくりを目指す土地改良区の役割と姿を表現しています。

土地改良区とは

土地改良法に基づき設立された公的な法人で、全国で約4,500の土地改良区が活動しています。我が国の食料生産に欠かせない、農地や水路などの整備を行うとともに、それらの施設の維持管理を行う団体で、地域の資源や環境を守るなどの役割を担っています。

■発行 京都府土地改良事業団体連合会

みどり 水土里ネット京都

〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
(京都府庁西別館)

総務支援課 TEL(075)451-4137

業務課 TEL(075)441-7755

ため池サポート課 TEL(075)451-4137

FAX(075)414-2777